

社会資本整備重点計画法

(平成十五年三月三十一日法律第二十号)

最終改正:平成二四年六月二七日法律第四二号

(目的)

第一条 この法律は、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、社会資本整備重点計画の策定等の措置を講ずることにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の安定と向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「社会資本整備重点計画」とは、社会資本整備事業に関する計画であつて、第四条の規定に従い定められたものをいう。

2 この法律において「社会資本整備事業」とは、次に掲げるものをいう。

一 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項 に規定する道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業

二 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第二条第三項 に規定する交通安全施設等整備事業（同項第一号 に掲げる事業に限る。）

三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項 に規定する鉄道施設（軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道施設を含む。）の建設又は改良に関する事業

四 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条 に規定する空港及び同法 附則第二条第一項 の政令で定める飛行場（これらと併せて設置すべき政令で定める施設を含む。以下この号において「空港」という。）の設置及び改良に関する事業並びに空港の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止等に関する事業

五 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項 に規定する港湾施設の建設又は改良に関する事業及びこれらの事業以外の事業で港湾その他の海域における汚泥その他公害の原因となる物質の堆積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行うもの並びに同条第八項 に規定する開発保全航路の開発及び保全に関する事業

六 航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第一条第二項 に規定する航路標識の整備に関する事業

七 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項 に規定する都市公園その他政令で定める公園又は緑地の新設又は改築に関する事業及び都市における緑地の保全に関する事業

八 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号 に規定する公共下水道、同条第四号 に規定する流域下水道及び同条第五号 に規定する都市下水路の設置又は改築に関する事業

九 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項 に規定する河川（同法第百条 の規定により同法 の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）に関する事業

十 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条 に規定する砂防設備に関する事業

十一 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十一条第一項第一号 又は第三号 ロに規定する地すべり地域又はぼた山に関して同法第三条 又は第四条 の規定によって指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はぼた山崩壊防止工事に関する事業

十二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第二条第三項 に規定する急傾斜地崩壊防止工事に関する事業

十三 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第一項 に規定する海岸保全施設に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業

十四 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げる事業と一体となってその効果を増大させるため実施される事務又は事業
（社会資本整備重点計画の基本理念）

第三条 社会資本整備重点計画（以下「重点計画」という。）は、これに基づき社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に実施することにより、国際競争力の強化等による経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下同じ。）並びに自立的で個性豊かな地域社会の形成が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

2 重点計画は、社会資本整備事業の実施に関し、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、適切な役割分担の下に国の責務が十分に果たされることとなるよう定めるものとする。

3 重点計画は、民間事業者の能力の活用及び財政資金の効率的使用に配慮しつつ、社会資本の整備状況その他の地域の特性に応じた社会資本整備事業が実施されるよう定めるものとする。

（重点計画）

第四条 主務大臣等は、政令で定めるところにより、重点計画の案を作成しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定により作成された重点計画の案について、閣議の決定を求めなければならない。

3 重点計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 計画期間における社会資本整備事業の実施に関する重点目標
 - 二 前号の重点目標の達成のため、計画期間において効果的かつ効率的に実施すべき社会資本整備事業の概要
 - 三 地域住民等の理解と協力の確保、事業相互間の連携の確保、既存の社会資本の有効活用、公共工事の入札及び契約の改善、技術開発等による費用の縮減その他社会資本整備事業を効果的かつ効率的に実施するための措置に関する事項
 - 四 その他社会資本整備事業の重点的、効果的かつ効率的な実施に関し必要な事項
- 4 主務大臣等は、第一項の規定により重点計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、都道府県の意見を聴くものとする。
 - 5 主務大臣等は、第一項の規定により重点計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、環境の保全の観点から、環境大臣に協議しなければならない。
 - 6 主務大臣等は、第一項の規定により重点計画の案(第二条第二項第九号から第十一号までに掲げる事業(以下「治水事業」という。))に係る部分に限る。)を作成しようとするときは、治水事業と森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の第十五第四項第四号に規定する治山事業との総合性を確保するため、同法第四条第五項に規定する森林整備保全事業計画又はその変更の案との調整を図らなければならない。
 - 7 主務大臣等は、第二項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、重点計画を公表しなければならない。
 - 8 前各項の規定は、重点計画を変更しようとする場合について準用する。
(社会経済情勢の変化に対応した変更)
- 第五条** 主務大臣等は、社会経済情勢の変化に的確に対応するために重点計画を変更する必要があると認めるときは、速やかに、前条第八項において準用する同条第一項の規定によりその変更の案を作成しなければならない。
(重点計画と国の計画との関係)
- 第六条** 重点計画は、国土の総合的な利用、整備及び保全に関する国の計画並びに環境の保全に関する国の基本的な計画との調和が保たれたものでなければならない。
(社会資本整備事業に係る政策の評価)
- 第七条** 主務大臣等は、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号)第六条第一項の基本計画を定めるときは、同条第二項第六号の政策として、第四条第三項第二号の規定によりその概要が重点計画に定められた社会資本整備事業を定めなければならない。
- 2 主務大臣等は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第七条第一項の実施計画を定めるときは、前項の社会資本整備事業に係る同条第二項の事後評価の方

法として、第四条第三項第一号の規定により重点計画に定められた重点目標に照らして評価を行う旨を定めなければならない。

(重点計画の実施)

第八条 政府は、この法律及び他の法律で定めるもののほか、重点計画を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

(主務大臣等)

第九条 第四条第二項(同条第八項において準用する場合を含む。)における主務大臣は、内閣総理大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

2 この法律における主務大臣等は、国家公安委員会、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

3 この法律における主務省令は、内閣府令・農林水産省令・国土交通省令とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(国の無利子貸付け等)

第二条 国は、当分の間、政令で定める町村に対し、第二条第二項第七号に規定する公園又は緑地のうち政令で定めるものの設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するもののうち、重点計画に照らし重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があると認められるものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により町村に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である公園又は緑地の設置について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 町村が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(検討)

第三条 政府は、重点計画の計画期間の最終年度において、社会経済情勢の変化、当該計画期間内における社会資本の整備状況等を勘案して、重点計画に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成一五年五月三〇日法律第五三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四条から第六条までの改正規定並びに附則第八条、第九条、第十二条、第十三条及び第十六条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年七月二九日法律第八九号） 抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一九年三月三十一日法律第二三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行し、第二条第一項第四号、第十六号及び第十七号、第二章第四節、第十六節及び第十七節並びに附則第四十九条から第六十五条までの規定は、平成二十年度の予算から適用する。

（罰則に関する経過措置）

第三百九十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三百九十二条 附則第二条から第六十五条まで、第六十七条から第二百五十九条まで及び第三百八十二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二〇年六月一八日法律第七五号）抄
（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年六月二七日法律第四二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

社会資本整備重点計画法施行令

(平成十五年三月三十一日政令第百六十二号)

最終改正:平成二十七年八月二十八日政令第三〇五号

内閣は、社会資本整備重点計画法(平成十五年法律第二十号)第二条第二項第四号及び第七号並びに第四条第一項並びに附則第二条第一項から第三項まで及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

(公共の用に供される飛行場と併せて設置すべき施設)

第一条 社会資本整備重点計画法(以下「法」という。)第二条第二項第四号の政令で定める施設は、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第五項に規定する航空保安施設その他航空交通の安全を確保するために必要な施設とする。

(都市公園以外の公園又は緑地)

第二条 法第二条第二項第七号の政令で定める公園又は緑地は、次に掲げるものとする。

- 一 国及び地方公共団体以外の者が設置する都市計画施設(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。)である公園又は緑地
- 二 人口が五千以上であり、かつ、中心の市街地を形成している区域内の人口が千以上である町村が設置する公園又は緑地(都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園に該当するものを除く。)のうち、次に掲げる要件に該当するもの
 - イ 当該町村の中心の市街地を形成している区域内に居住する者が容易に利用することができる位置に設置されること。
 - ロ 敷地面積がおおむね四ヘクタール以上であること。
 - ハ 少なくとも園路、広場、植栽及び便所が設けられるほか、都市公園法第二条第二項第二号から第九号までに掲げる施設のうち当該公園又は緑地を休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供するため必要なものが設けられること。

(社会資本整備重点計画の計画期間)

第三条 社会資本整備重点計画は、おおむね五年を一期として定めるものとし、その変更は、当該計画期間の範囲内においてするものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

(国の無利子貸付けの対象となる町村)

第二条 法附則第二条第一項の政令で定める町村は、第二条第二号に規定する町村とする。

(国の無利子貸付けの対象となる公園又は緑地)

第三条 法附則第二条第一項の政令で定める公園又は緑地は、第二条第二号に掲げる公園又は緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものとする。

(国の無利子貸付けの貸付金の償還期間等)

第四条 法附則第二条第二項の政令で定める期間は、五年(二年の据置期間を含む。)とする。

2 前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第六条第一項の規定による貸付けの決定(以下「貸付決定」という。)ごとに、当該貸付決定に係る法附則第二条第一項の規定による貸付金(以下「国の貸付金」という。)の交付を完了した日(その日が当該貸付決定があった日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日)の翌日から起算する。

3 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

4 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

5 法附則第二条第五項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

附 則 (平成二〇年六月一八日政令第一九七号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年八月二八日政令第三〇五号)

この政令は、公布の日から施行する。

社会資本整備重点計画法施行規則

(平成十五年三月三十一日内閣府・農林水産省・国土交通省令第一号)

社会資本整備重点計画法(平成十五年法律第二十号)第四条第四項の規定に基づき、社会資本整備重点計画法施行規則を次のように定める。

(国民の意見を反映させるために必要な措置)

第一条 主務大臣等は、社会資本整備重点計画(以下「重点計画」という。)の案を作成しようとするときは、あらかじめ、当該重点計画の素案及び当該素案に対する意見の提出方法、提出期限、提出先その他意見の提出に必要な事項を、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により一般に周知するものとする。

(都道府県の意見聴取)

第二条 主務大臣等は、重点計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、当該重点計画の素案を都道府県に送付するものとする。

2 都道府県は、前項の送付があった場合において、社会資本整備重点計画法第四条第四項の規定により主務大臣等に意見を述べようとするときは、主務大臣等が指定する期日までに意見を提出するものとする。この場合において、国土交通大臣への意見の提出は、国土交通大臣が指定する当該都道府県の区域を管轄する地方支分部局の長を経由して行うものとする。

附 則

この命令は、平成十五年四月一日から施行する。